

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十七号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第一号の十中「第十四号の二」を「第十四号の二の二」に改め、同表の第三号の二中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改め、同表中第五号の三を第五号の四とし、第五号の二を第五号の三とし、第五号の次に次の一号を加える。

<p>五の二 特例条例第二条の表の第二十九号の二(II)に規定する広島県立自然公園条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>広島県立自然公園条例施行規則（昭和二十九年広島県規則第八十七号）第二十条第二十一号の規定による一時的な催しの計画の受理</p>
---	--

第三条第三号を削る。

第四条第一項の表を次のように改める。

路 線 名	市町名
<p>三原竹原線、吉名停車場線、大乗停車場線、竹原港線、上三永竹原線、造賀田万里線、南方竹原線、竹原吉名線</p>	<p>竹原市</p>
<p>三次大和線、甲山甲奴上市線、世羅甲田線、府中世羅三和線、三次庄原線、三次三和線、三良坂総領線、三次江津線、二和大和線、新市三次線、甲奴停車場線、吉倉停車場線、三良坂停車場線、塩町停車場線、志和地停車場線、二次停車場線、神杉停車場線、別迫下下線、梶田三良坂線、太郎丸吉倉線、宇賀大野線、宇賀安田線、若屋秋町線、糸井塩町線、和知塩町線、青河江田川之内線、和知三次線、木呂日本郷線、香淀三次線、大津横谷線、羽出庭向原線、羽出庭三良坂線、七塚三良坂線、下門田泉吉田線、二次インター線</p>	<p>三次市</p>
<p>大竹湯来線、大竹美和線（弥栄大橋を除く。）、乙瀬小方線（乙瀬橋を除く。）、玖波停車場線、大竹停車場線、栗谷大野線、栗谷河津原線</p>	<p>大竹市</p>
<p>甲田作木線、吉田邑南線、世羅甲田線、千代田八千代線、東広島向原線、邑南高宮線、二次江津線、下北甲田線、吉田口停車場線、上入江吉田線、勝田吉田線、浅塚横田線、金屋壬生線、北船木線、中北川根線、船木上福田線、原田吉田線、古屋吉田線、志和口向原線、羽出庭向原線</p>	<p>安芸高田市</p>
<p>高田沖美江田島線、江田島大柿線、大君深江線、石風呂切串線、鷺部小用線、秋月飛渡瀬線、深江柿浦線</p>	<p>江田島市</p>

東海田広島線、府中海田線、府中祇園線、広島海田線、浜田仁保線、向洋停車場線、上宮町新地線	府中町
呉平谷線、瀬野島線、津江八本松線	熊野町
坂小屋浦線	坂町
大崎上島循環線、大西大西港線、大田木ノ江線	大崎上島町

第五条第一項の表を次のように改める。

河川名	市町名
永田川水系永田川、永田川水系才越川、永田川水系田之上川、単独水系小鹿野川、単独水系田中川	江田島市
単独水系総頭川	坂町
単独水系小原川、単独水系原田川、単独水系原下川	大崎上島町

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(特例条例第二条の表の第十二号の三の規則で定める海岸保全区域)

第五条 特例条例第二条の表の第十二号の三の規則で定める海岸保全区域は、次のとおりとする。

海岸保全区域名	市町名
須波海岸、大荷海岸、久津海岸	三原市
外表海岸、野賀海岸	大崎上島町

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条第一項の表の改正規定 平成十九年六月一日
- 二 第三条第三号を削る改正規定 平成十九年六月四日